



18文科ス第498号  
平成19年3月29日

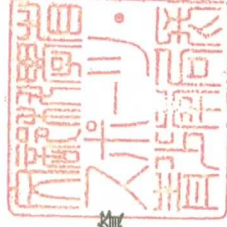
各都道府県・指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
文部科学省関係独立行政法人の長  
各国立大学学長  
各大学共同利用機関法人機構長  
文部科学省所轄各学校法人理事長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

殿

文部科学省スポーツ・青少年局長

樋口 修

資



(印影印刷)

### 「プールの安全標準指針」の策定について（通知）

昨年7月に埼玉県ふじみ野市の市営水泳プールにおいて、児童が吸水口に吸い込まれて死亡する事故が発生したことを受け、文部科学省を含む関係省庁において「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、事故の再発防止に向け、検討を重ねてまいりました。この度、文部科学省及び国土交通省において、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について統一的にとりまとめた「プールの安全標準指針」を別添のとおり策定しましたので、本指針を参考に、より一層の安全確保を図っていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事におかれましては、域内の市町村教育委員会、所管の学校、関係団体等に対しても周知されるようお願いいたします。

### 記

1. 本指針は、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象としていますが、それ以外の全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されています。
2. 本指針の具体的適用に関しては、利用者の発育発達の状態や使用目的等に応じて、適切に対応いただくようお願いいたします。

文部科学省スポーツ・青少年局

電話：03-5253-4111（代表）

企画・体育課（学校プール担当）（内線：2672）

生涯スポーツ課（公営プール担当）（内線：2688）



# プールの安全標準指針

平成19年3月

文部科学省

国土交通省

## 【目次】

はじめに（指針策定の主旨）	1
第1章 指針の位置づけ及び適用範囲	2
1-1 本指針の位置づけ	2
1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）	3
第2章 プールの安全利用のための施設基準	4
2-1 プール全体	4
2-2 排（環）水口	6
第3章 事故を未然に防ぐ安全管理	8
3-1 安全管理上の重要事項	8
3-2 管理体制の整備	9
3-3 プール使用期間前後の点検	10
3-4 日常の点検及び監視	13
3-5 緊急時への対応	14
3-6 監視員等の教育・訓練	15
3-7 利用者への情報提供	16
参考	17

